

大口定期預金

令和元年5月1日現在

1. 商品名 (愛称)	● 自由金利型定期預金 (愛称：大口定期預金)
2. 販売対象	● 個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体など
3. 期間	● 定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ● 満期日指定方式 1か月超5年未満 ● 定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	● 一括預入 ● 1,000万円以上 ● 1円単位
5. 払戻方法	● 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	● 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。(単利計算のみ) ● 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ● 付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算とします。 ● 個人のお客様・・・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ● 法人のお客様・・・15.315%(国税15.315%)の総合課税が適用されます。 ※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間、国税は15.315%の税率となります。 ● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
7. 手数料	———
8. 付加できる 特約事項	● 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.500%を上乗せした利率)

9. 中途解約時の取扱い	<p>● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式による利率(小数点第4位以下切捨て)と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のA. およびB. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。 ただし、B. の算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。</p> <p>A. 約定利率 - 約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>※ 金利上昇中に中途解約されると、お利息がつかない場合があります。 (注) 基準利率については、窓口におたずね下さい。</p>
10. その他参考となる事項	<p>● 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p>
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
12. 預金保険制度	<p>● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。</p>